

## 有料指導料金

| (1)個別指導 | 区分 | 大手企業    |         | 中小企業    |         |
|---------|----|---------|---------|---------|---------|
|         |    | 一般      | 会員      | 一般      | 会員      |
| 派遣単位    | 半日 | 150,000 | 83,000  | 113,000 | 66,000  |
|         | 1日 | 240,000 | 132,000 | 180,000 | 106,000 |

(税別価格)

| (2)集団指導 | 区分         | 大手企業    |         | 中小企業    |         |
|---------|------------|---------|---------|---------|---------|
|         |            | 一般      | 会員      | 一般      | 会員      |
| 派遣単位    | 2時間未満      | 150,000 | 83,000  | 113,000 | 66,000  |
|         | 2時間以上4時間以内 | 240,000 | 132,000 | 180,000 | 106,000 |

(税別価格)

- ※1 上記料金の他に、指導に要する交通費、宿泊費、宿泊手当が必要になります。  
(交通費(実費)・宿泊費・宿泊手当については当協会規定額)
- ※2 中小企業とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社をいい、それを超える企業は大手企業としています。
- ※3 当協会に加入している会員企業は、会員価格となります。それ以外の企業は、一般の価格となります。  
(会員企業の確認は、自社所在地の支部で確認してください。)
- ※4 時間外・休日等は、原則実施しておりません。
- ※5 個別指導における派遣単位は、半日又は1日です。半日とは午前又は午後、昼をまたぐ場合は1日となります。また、現場の作業状況等により開始時刻等の変更は可能です。
- ※6 集団指導におけるオンデマンド配信を希望する場合、3カ月以内は通常料金の1割増料金となります。(配信期間3カ月を超え1年以内は2割増となります。)
- 原則として、1日に実施する指導は、個別指導又は集団指導のいずれかです。
- ※7 ただし、やむを得ない理由により、1日に個別指導及び集団指導両方の実施を希望する場合は、個別指導及び集団指導の合算料金となります。
- ※8 税法の改正により、消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算した額となります。

## 派遣内容

### 集団指導(安全大会等の講話・安全衛生教育)

貴社の依頼に応じた要望内容で講話又は教育をいたします。(講話等に必要な資料(パワーポイント)等の作成料金も含まれていますが、配付資料のコピー代は含みません。)

※資料の著作権は、当協会に帰属します。

### 個別指導(現場パトロール)

貴社の現場に対して安全パトロールを行い、実施後に現場において寸評いたします。

年間を通じて複数の現場パトロール等を依頼される場合は、安全診断の契約を締結することができます。なお、個別指導において報告書の作成を希望される場合は、指導料の他に別途料金(会員:36,000円、一般:45,000円(税抜))が発生しますので、事前にご連絡ください。

## 無料指導と有料指導の比較

|           |          | 無料  |   | 有料  |   |
|-----------|----------|---|---|---|---|
|           |          | 集団指導  | 個別指導  | 集団指導  | 個別指導  |
| 対象        |          | 中小総合建設工事業者等   |   | 原則として 業種・規模の制限はありません。※2   |   |
| 会員資格による限定 |          | なし  |   | 会員と非会員では価格設定が異なります。   |   |
| 回数        |          | 年間1回限り  |   | 年間で複数回の依頼可能 ※3  |   |
| 実施上必要な事項  | アンケートの実施 | 受講者単位 ※1  | 現場単位  | なし  |   |
| 内容の制限     |          | 1. 法令等により受講が義務づけられる内容の教育等は対象外となります。<br>2. 参加者から受講料を徴収するものは対象外となります（営利目的等）。  | 現場パトロール終了後は寸評までとなり、報告書等の提出はありません。   | 1. 建設業の安全衛生に関連しない内容については対応できません。<br>2. 建設関係団体等が実施する資格試験準備研修等については、事前にご相談ください。 | 現場パトロール終了後は寸評し、報告書等を提出いたします。（報告書作成については別途料金が発生します。） |
| 時間外等の派遣   |          | 土日祝日、当協会所定時間外は対応できません。  |   | 土日祝日、当協会所定時間外は原則対応できません。 ※4<br>（やむを得ない場合要相談）                                  |   |
| その他       |          | 1 社単独で開催する安全大会等（参加者が自社職員のみ等）は対象外となります。ただし、1 社単独で開催する安全大会であっても、複数の協力業者等が参加する場合は対象となります。  | 原則として1日2現場までです。ただし、対象とする現場が近接している等の事情がある場合は2現場を超えて実施することができます（必ず事前に連絡してください）。 |   |   |
|           |          |   |   |   |   |
| 備考        |          | ※1 アンケートについては要請者において集計していただき、 <b>実施後2週間以内</b> にご提出をお願いします。<br>※2 営利を目的とした企業・団体等が実施する講習会等への派遣はできません。<br>※3 年間を通じて複数の現場パトロール等を依頼される場合は、安全診断の契約があります。<br>※4 夜間工事等やむを得ない場合で、当協会の所定時間外の指導等については、指導料が割増となります。<br>※5 個別指導及び集団指導の取消等が生じた場合には、キャンセル料が発生する場合がありますので、事務局までご連絡ください。 |   |   |   |